

出生届

令和 年 月 日届出

(あて先) 大阪市 区長

受 理 令 和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知

本届書中
字加入
字削除
字訂正

住所を定めた
年 月 日
(記入の必
要はあり
ません。)

連絡先
(昼間連絡が取れるところ)
電 話 () 番
宅 宅・勤務先・
呼出 () 方

(1)	生 子 ま 子 れ 子 た 子 子	(よ み か た) 子 の 氏 名 (外国人のときは ローマ字を付記 してください)	氏	名	父母と の 続 き 柄	☐ 嫡 出 子 ☐ 嫡出でない子 (☐ 男 ☐ 女)
(2)	ま 子 れ 子 た 子 子	生まれたとき	令和	年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	時 分
(3)	ま 子 れ 子 た 子 子	生まれたところ	丁目	番地 番	号	
(4)	ま 子 れ 子 た 子 子	住 所 (住民登録をする ところ)	丁目	番地 番	号	(方書)
(5)	ま 子 れ 子 た 子 子	父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれたと きの年齢)	父	母	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)
(6)	ま 子 れ 子 た 子 子	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	丁目	番地 番	号	
(7)	ま 子 れ 子 た 子 子	同居を始めた と	平成 令和	年 月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(8)	ま 子 れ 子 た 子 子	子が生まれた ときの世帯の おもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの 世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇 用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(9)	ま 子 れ 子 た 子 子	父 母 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)		父の職業 母の職業	
そ の 他						
届 出 人 ☐ 1. 父 ☐ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長						
住 所 (4)と同じ 丁目 番地 (方書) 番 号						
本 籍 (6)と同じ 丁目 番地 番 筆頭者の氏名 (6)と同じ						
署 名 (※押印は任意) (印) 年 月 日生						
事件簿番号						

※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

無戸籍 法務省

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 文字は、つづけないで正確に書いてください。
- □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

- ・ 子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。
- ・ 子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。
- ・ 「よみかた」は、戸籍には記載されません。

◎届出期間
子が生まれた日からかぞえて14日以内に届け出てください。

◎届 出 地
子の本籍地、届出人の所在地又は生まれたところのいずれかの役所に出してください。

ご持参いただくもの

- 母子健康手帳
- 当区居住の方で生まれた子が国民健康保険の被保険者となるときは国民健康保険被保険者証等

・ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

・ 子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

・ 届出人は、子の父または母となります。
・ 届出人が署名したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書

記入の注意

子 の 氏 名			男女 の 別	1 男 2 女
生まれたとき	令和 年 月 日 午前 時 分 午後			
出 生 し た と ころ 及 び そ の 種 別	出生したところ の 種 別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他		
	出 生 し た と ころ	番地 番 号		
	(出生したところ の種別1～3) 施設の名称			
(11) 体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル		
(12) 単胎・ 多胎の別	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)			
(13) 母 の 氏 名	妊娠 週数	満 週 日		
(14) この母の出産 した子の数	出生子 (この出生子及び出生後 死亡した子を含む 死産児 (妊娠満22週以後))		人 胎	
(15) 1 医 師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 (住所) 番地 番 号 (氏名) (電話番号) () -			

夜の12時は
「午前0時」、
昼の12時は
「午後0時」と
書いてください。

体重及び身長
は、立会者が医
師又は助産師以
外の者で、わか
らなければ書か
なくてもかま
いません。

この母の出産
した子の数は、
当該母又は家人
などから聞いて
書いてください。

この出生証明
書の作成者の順
序は、この出生
の立会者が例え
ば医師・助産師
ともに立ち会っ
た場合には医師
が書くように1、
2、3の順序に
従って書いてく
ださい。

----- この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。 -----

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。
☑氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
☑住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号 【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号 【必須】
④個人番号カード送付地 【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を 受けることができない理由		
⑥連絡先電話番号 【必須】		

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書……インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。
※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

死 亡 届

令和 年 月 日届出

(あて先) 大阪市

区長

受 理 令和 年 月 日				
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票
				住 民 票
				通 知

本届書中 字加入 字削除 字訂正	(1)	(よ み か た)		
	(2)	氏 名	氏 名	□男 □女
	(3)	生 年 月 日	年 月 日	(生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください) □午前 □午後 時 分
	(4)	死亡したとき	令和 年 月 日	□午前 □午後 時 分
	(5)	死亡したところ	丁目 番 番地号	
	(6)	住 所 (住民登録をして いるところ)	丁目 番 番地号 (方書)	世帯主 の氏名
	(7)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	丁目 番 番地番	筆頭者 の氏名
	(8)	死亡した人の 夫 または 妻	□いる (満 歳) □いない (□未婚 □死別 □離別)	
	(9)	死亡したときの 世帯のおもな 仕事と	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数 が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) □ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々また は1年未満の契約の雇用者は5) □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	(10)	死亡した人の 職 業・産 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください) 職業 産業	
	(11)	そ の 他		
火 葬 場 所				
斎 場				
死亡者と届出人との続柄				
届 出 人	□ 1.同居の親族 □ 2.同居していない親族 □ 3.同居者 □ 4.家主 □ 5.地主 □ 6.家屋管理人 □ 7.土地管理人 □ 8.公設所の長 □ 9.後见人 □ 10.保佐人 □ 11.補助人 □ 12.任意後见人 □ 13.任意後見受任者			
住 所	丁目 番 番地 (方書)			
本 籍	丁目 番 番地 筆頭者 の氏名			
署 名	(※押印は任意) 年 月 日生			
事件簿番号				

記入の注意

○鉛筆や消えやすいインキで書
かないでください。
○□には、あてはまるものに☑
のようにしるしをつけてくだ
さい。

◎届出期間
死亡したことを知った日か
らかぞえて 7 日以内に届
け出てください。

◎届 出 地
死亡人の本籍地、届出人の
所在地又は死亡したところ
のいずれかの役所に出して
ください。

→「筆頭者の氏名」には、戸籍の
はじめに記載されている人の氏
名を書いてください。

→内縁のものはふくまれません。

→死亡者について書いてください。

→死亡者が外国人の方で、その配
偶者が日本人の場合は、配偶者
の氏名、本籍、筆頭者名をこの
欄に記入してください。

届け出られた事項は、人口動態
調査 (統計法に基づく基幹統計
調査、厚生労働省所管)、がん
登録等の推進に関する法律に基
づく全国がん登録 (厚生労働省
所管)、高齢者の医療の確保に関
する法律に基づくレセプト情報・
特定健診等情報データベース
(厚生労働省所管)、感染症の予
防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律に基づく所要の
感染症対策 (厚生労働省所管)
にも用いられます。

死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏 名	1 男	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和 年 月 日
	2 女		(生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください) 午前・午後 時 分
死亡したとき	令和 年 月 日 午前・午後 時 分		
(12) 死亡したところ	死亡したところの種別 1 病院 2 診療所 3 介護医療院・介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他		
(13) 及びその種別	死亡したところ 番地 番 号 (死亡したところの種別1~5) 施 設 の 名 称 ()		
死亡の原因	(ア)直接死因		発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで の期間
	(イ)アの原因		
	(ウ)イの原因		◆年、月、日等 の単位で書いて ください。 ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてくださ い (例：1年3ヵ月、 5時間20分)
	(エ)ウの原因		
(14) ◆I欄では、最も 死亡に影響を与え た傷病名を医学的 因果関係の順番で 書いてください ◆I欄の傷病名の 記載は各欄一つに してください ただし、欄が不 足する場合はII欄 に残りを医学的因 果関係の順番で書 いてください	I 直接には死因に 関係しないがI 欄の傷病経過に 影響を及ぼした 傷病名等	手術	部位及び主要所見 1 無 2 有
	II	手術	主要所見 1 無 2 有
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死		
(16) 外 因 死 の 追 加 事 項 ◆伝聞又は推定情 報の場合でも書い てください	傷害が発生 したとき	令和 平成 昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が 発生し たところ
	傷害が発生した ところの種別	1 住居 2 工場及び 建築現場 3 道路 4 その他 ()	都道府 市区 町村
(17) 生後1年未満で 病死した場合の 追 加 事 項	手段及び状況		
	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	妊娠週数 満 週
(18) その他特に付言すべきことから	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状		母の生年月日 昭和 平成 令和 年 月 日
	1 無 2 有	3 不詳	前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)
(19) 上記のとおり診断 (検案) する 〔病院、診療所、介護医療院若し くは介護老人保健施設等の名称 及び所在地又は医師の住所〕	診断 (検案) 年月日 令和 年 月 日 本診断書 (検案書) 発行年月日 令和 年 月 日 番地 番 号		
	(氏名) 医師 ()	(電話番号) ()	

記入の注意

生年月日が不詳の場合は、
推定年齢をカッコを付し
て書いてください。

夜の12時は「午前
0時」、昼の12時は
「午後0時」と書い
てください。

「5老人ホーム」は、養護
老人ホーム、特別養護老
人ホーム、軽費老人ホー
ム及び有料老人ホームを
いいます。

死亡したところの種別で
「3介護医療院・介護老人
保健施設」を選択した場
合は、施設の名称に続け
て、介護医療院、介護老
人保健施設の別をカッ
コ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書
いてください。
I 欄では、各傷病につい
て発病の型 (例：急性)、
病因 (例：病原体名)、
部位 (例：胃噴門部がん)、
性状 (例：病理組織型)
等もできるだけ書いてく
ださい。

妊娠中の死亡の場合は
「妊娠満何週」、また、分
娩中の死亡の場合は「妊
娠満何週の分娩中」と書
いてください。

産後1年未満の死亡の場
合は「妊娠満何週、産後満
何日」と書いてください。

I 欄及びII 欄に關係した
手術について、術式及び
その診断名と関連のある
所見等を書いてください。
紹介状や伝聞等による情
報についてもカッコを付
して書いてください。

「2 交通事故」は、事故
発生からの期間にかかわ
らず、その事故による死
亡が該当します。
「5 煙、火災及び火焰に
よる傷害」は、火災によ
る一酸化炭素中毒、窒息
等も含まれます。

「1 住居」とは、住宅、庭等
をいい、老人ホーム等の
居住施設は含まれません。

傷害がどういふ状況で起
こったかを具体的に書い
てください。

妊娠週数は、最終月経、
基礎体温、超音波計測等
により推定し、できるだ
け正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に
書いてください。

◆氏名の欄には、医師本人
が署名してください。
記名押印は原則不可です。

婚姻届

令和 年 月 日届出

(あて先) 大阪市 区長

受 理 第				令 和	年	月	日			
号										
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知				

本届書中
字加入
字削除
字訂正

住所を定めた年月日

夫	妻
昭和 平成 令和	昭和 平成 令和
年 月 日	年 月 日

記入の必要はありません。

連絡先

(昼間連絡が取れるところ)

電 話 () 番

自宅・勤務先・呼出 () 方

確 認	通 知
免・パ・保	
不受理	
□ 有 □ 無	

(1)	氏 名	夫 に な る 人		妻 に な る 人	
		氏	名	氏	名
(2)	住 所	丁 目		丁 目	
		番地 (方書) 番 号	番地 (方書) 番 号	世帯主の氏名	世帯主の氏名
(3)	本 籍	丁 目 番地 番		丁 目 番地 番	
		筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	父	続 き 柄	父	続 き 柄
		母	男	母	女
(5)	同居を始めたとき	養父	続 き 柄	養父	続 き 柄
		養母	養 子	養母	養 女
(6)	初婚・再婚の別	□ 初婚 再婚	□ 死別 □ 離別	年 月 日	□ 初婚 再婚
		□ 死別 □ 離別	年 月 日	□ 死別 □ 離別	年 月 日
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	夫 妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
		夫 妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫 妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
(8)	夫 妻 の 職 業	夫 妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	夫 妻	6. 仕事をしている者のいない世帯
		夫 妻	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	夫 妻	夫の職業 妻の職業
(9)	届 出 人 署 名	夫		妻	
		氏 名		氏 名	
(10)	事 件 簿 番 号	夫		妻	
		氏 名		氏 名	

署名は旧姓で書いてください

記 入 の 注 意

○ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

証 人	
署 名	印
(※押印は任意)	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	丁 目
番地 (方書) 番 号	番地 (方書) 番 号
本 籍	丁 目 番地 番

◎ 証人には、成年の方であればどなたでもなることができます。

・「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

・□には、あてはまるものに☑のようにしるしを必ずつけてください。
(例 <夫の氏の場合> ☑ 夫の氏 <妻の氏の場合> □ 夫の氏
□ 妻の氏 ☑ 妻の氏)
・外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。

・再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

ご持参いただくもの

○ 外国籍の方は、事前に届出をする予定の区役所に対して必要書類をお問合せください。

届 出 地

夫になる人もしくは妻になる人の本籍地、又は所在地のいずれかの役所に出してください。
この届は、土・日曜日や祝日でも届け出ることができます。ご不明な点があれば、事前にご相談ください。

《届出人の本人確認について》

虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認資料をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

確 認	通 知
免・パ・保	
不受理	
□ 有 □ 無	

令和 年 月 日

午前・午後

時 分受領

使 者	氏名
	住所
確 認	免・パ・保

通 知

年 月 日

確 認	通 知

離婚届

令和 年 月 日届出

(あて先) 大阪市 区長

受理第	令和 年 月 日			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票

本届書中
字加入
字削除
字訂正

住所を定めた年月日
夫 昭和 年 月 日
妻 昭和 年 月 日

記入の必要はありません。

令和 年 月 日
午前・午後 時 分受領

夫	確認	通知
	免・バ・保	
妻	確認	通知
	免・バ・保	
使用者	確認	通知
	免・バ・保	

通知 年 月 日

確認	通知

連絡先
(昼間連絡が取れるところ)
電話 () 番
自宅・勤務先・呼出 () 方

(1)	(よみかた)氏名 氏 氏 氏 氏 生年月日 年 月 日 年 月 日 住所 丁目 丁目 (住民登録をして) 番地 (方書) 番地 いるところ 番 号 番 号 世帯主の氏名 世帯主の氏名
(2)	本籍 (外国人のときは) 筆頭者の氏名 国籍だけを書いてください 父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 夫の父 母 妻の父 母 続き柄 男 女 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください) 養父 養母 続き柄 養子 養女
(3)	離婚の種別 ☐ 協議離婚 ☐ 和解 年 月 日成立 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日認諾 ☐ 審判 年 月 日確定 ☐ 判決 年 月 日確定
(4)	婚姻前の氏に もどる者の本籍 ☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 新しい戸籍をつくる 丁目 番地 筆頭者の氏名 番 番
(5)	未成年の子の氏名 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子
(6)	同居の期間 年 月 から 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7)	別居する前の住所 丁目 番地 (方書) 番 号
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と ☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯
(9)	夫妻の職業 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業
(10)	その他
	届出人署名 (※押印は任意) 夫 妻 事件簿番号

記入の注意

○ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	年 月 日	年 月 日
生年月日	丁目	丁目
住所	番地 (方書) 番 号	番地 (方書) 番 号
本籍	丁目 番地 番	丁目 番地 番

- ・婚姻中の本籍を書いてください。
- ・「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- ・□には、あてはまるものに、☑のようにしるしをつけてください。
- ◎裁判離婚のときは次のものがが必要です。
調停離婚のとき→調停調書の謄本 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
(調停及び裁判確定の日からかぞえて10日以内に届け出てください。)

- ・離婚後の氏の名前
- ・今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、何も記載しないでください。
(この場合にはこの離婚届と同時に戸籍法第77条の2の届を提出する必要があります。)
- ・親権者を定めるだけでは、子供の戸籍は変わりません。
- ・同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☐面会交流について取決めをしている。 [面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。]
☐まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。
☐養育費の分担について取決めをしている。 [養育費: 経済的に自立していない子(例えばアルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。]
取決め方法: (□公正証書 □それ以外)
☐まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】 0570-078374 【公式ホームページ】 <https://www.houterasu.or.jp>

ご持参いただくもの

- 外国籍の方は、事前に届出をする予定の区役所に対して必要書類をお問合せください。

届出地

本籍地、又は所在地のいずれかの役所に出してください。

《届出人の本人確認について》

虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認資料をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

◎ 証人には、成年の方であればどなたでもなることができます。